

マージン率等に係る情報提供

株式会社ネクシス

労働者派遣事業におけるマージン率の公開

2012年10月1日付の「改正労働者派遣法」施行に伴い、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。法律に基づき、当社の直近の事業年度におけるマージン率を公開いたします。

※対象期間：2024年9月1日～2025年8月31日

(1)派遣労働者数（2025年6月1日現在）：43人

(2)派遣先事業所数（2025年6月1日現在）：33社

(3)労働者派遣に関する料金の平均額（前事業年度）：29,279円(1日7.5時間当たりの額)

(4)派遣労働者の賃金の額の平均額（前事業年度）：18,630円(1日7.5時間当たりの額)

(5)マージン率：36.4%

※派遣料金の平均額から派遣労働者賃金の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合(法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等の運営経費等を含みます。)

(6)派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 TEL045-319-4951

派遣労働者教育訓練に関する事項

教育訓練

① 新規採用者訓練

セキュリティ研修1時間(対象：全派遣労働者)

② キャリアアップに資する教育訓練

ビジネスマナー研修7時間(対象者：1年目の派遣労働者)

IT基礎、SE研修7時間(対象者：3年目以下の派遣労働者)

マネジメント・リーダー研修7時間(対象者：4年目以降の派遣労働者)

※以下共通事項

実施方法(OFF/IT)、労働者費用負担なし、賃金支払いあり